

令和5年3月13日

講習実施に伴う感染症拡大防止対策について

(公財) 不動産流通推進センター

日頃より当センターの事業に関しまして、多大なるご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

当センターでは、皆様が安心して講習に参加いただくため、下記感染症拡大防止対策を実施してまいります。

なお、マスクの着用に関しては、厚生労働省による令和5年2月10日付「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」を基本としております。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本国政府や東京都、国土交通省関係各所より特別な要請があった場合は変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。

<会場における感染症防止対策>

■座席レイアウト

- ・受講者席は、十分な座席間隔を取ります。
- ・演台と受講者席の間に十分な距離を確保します。

■消毒・清掃

- ・会場入口に消毒設備を設置します。
- ・できる限り換気設備のある会場を使用します。

■講師及びスタッフ

- ・スタッフはマスクを着用します。
- ・講師のマスク着脱は、講師の判断といたします。ただし、演台にアクリル板が無くマスクを使用しない場合は、受講者との座席の距離を十分取ることとします。
- ・全ての講師及びスタッフは定期的な手洗い等の消毒を実施します。

<受講者の皆様へご協力のお願い>

- ・マスクの着用は受講者ご自身の判断とします。ただし、マスクを着用しない場合の、咳、大声での会話等が見受けられる際には、マスクの着用や周囲の方への配慮をお願いすることができます。予めご了承ください。
- ・受講日の朝、ご自身で検温し受講票にご記入の上受付でご提示ください。それが無い場合は受付にて検温を受けていただき、37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感、体調が悪い等の症状がある方は、受講をお断りさせていただきます。
- ・入室の都度、入口の消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。

以上